

大統領の措置

科学におけるゴールデンスタンダードの回復

大統領令

2025年5月23日

アメリカ合衆国憲法およびアメリカ合衆国法典第5編第7301条を含む、アメリカ合衆国大統領として私に付与された権限に基づき、ここに命ずる：

第1条 政策と目的。 過去5年間、科学者が公共の利益のために最善を尽くしているという信頼は著しく低下した。科学、技術、工学、数学(STEM)分野の研究者の過半数が、科学が再現性危機に直面していると信じている。主要な研究者によるデータの捏造は、連邦政府資金で支援された研究の注目すべき撤回につながった。

残念ながら、連邦政府はこの信頼の喪失に一役買ってきた。いくつかの注目すべき事例において、行政機関(機関)は科学的情報を極めて誤解を招く形で利用または促進した。例えば、前政権下で疾病管理予防センター(CDC)は、アメリカ教師連盟の編集を反映した学校再開に関するCOVID-19指針を発表し、これが対面学習を抑制するものと解釈された。この指針の厳格で負担の大きい再開条件により、多くの学校が少なくとも一部を閉鎖したままとなり、教育成果に重大な悪影響を及ぼしました。これは、最良の科学的証拠が、子どもがウイルスを伝播したり、重症化や死亡する可能性が低いことを示し、適切な対策を施した学校再開が伝播に与える影響は軽微であるにもかかわらずです。

国立海洋漁業局は、北大西洋のザトウクジラの個体数について「非常に間違っている可能性が高い」と認めた「最悪のケースシナリオ」を採用し、生物学的見解を正当化しました。同局の提案された措置は、歴史的なメイン州のロブスター漁業を破壊する可能性がありました。ワシントンD.C.巡回控訴裁判所は、同局が最悪のケースシナリオを追求したことが証拠へのアプローチを歪めたとして、その見解を破棄しました。

同様に、機関は気候変動の「より高い」温暖化シナリオにおける潜在的影響を評価するために、代表的濃度経路(RCP)シナリオ8.5を採用しています。RCP 8.5は、世紀末の石炭使用量が回収可能な石炭埋蔵量の推定値を超えるなど、極めて可能性の低い仮定に基づく最悪のケースシナリオです。科学者は、RCP 8.5を「可能性の高い結果」として提示することは誤解を招くと警告しています。

前政権が取った措置は科学をさらに政治化しました。例えば、機関に対し、科学の計画、実施、コミュニケーションのすべての段階に多様性、公平性、包摂の考慮を組み込むよう促しました。連邦政府による科学の生産と利用における科学的整合性は、アメリカ国民の信頼を維持し、科学に基づく政府決定への信頼を確保するために不可欠です。

私の政権は、連邦政府資金による研究が透明性、厳格さ、影響力を備え、連邦政府の決定が最も信頼できる、信頼性があり、中立的な科学的証拠に基づいて行われるよう、科学の最高基準を回復することにコミットしています。私たちは、公共の利益のために科学的知識を創造し適用する科学の企業と機関に対するアメリカ国民の信頼を回復しなければなりません。

再現性、厳格さ、偏りのないピアレビューを維持する必要があります。この命令は、私の最初の政権の科学の健全性に関する政策を回復し、機関がデータ透明性を実践し、関連する科学的不確実性を認め、使用される仮定とシナリオの確率について透明性を確保し、科学的発見を客観的に扱い、科学的データを正確に伝えることを確保します。この命令で定められた「ゴールドスタンダード科学」の機関による活用は、イノベーションを促進し、発見を成功に結びつけ、技術分野におけるアメリカの継続的な強さとグローバルリーダーシップを確保します。

第2条. 定義. この命令の目的上：

- (a) 「従業員」とは、5 U.S.C. 2105 に定める意味を有する。
- (b) 「科学的情報」とは、行動科学、社会科学、公衆衛生科学、医学科学、生命科学、地球科学、工学、物理科学、または確率統計学などの分野に関連する事実に基づく入力データ、データ、モデル、分析、技術情報、または科学的評価を意味する。これには、事実やデータを含む知識の伝達や表現（テキスト、数値、グラフ、地図、物語、または音声・映像形式を含むあらゆる媒体や形式）が含まれる。
- (c) 「科学的不正行為」とは、科学的研究の提案、実施、審査、または結果の報告において、捏造、改竄、または剽窃を行うことを指す。ただし、誠実な誤りまたは意見の相違は含まれない。この定義の目的上：
 - (i) 「捏造」とは、データまたは結果をでっち上げ、記録または報告することを指す；
 - (ii) 「改竄」とは、研究材料、機器、またはプロセスを操作し、またはデータや結果を変更または省略し、研究記録において研究が正確に表現されていない状態にすること；および
 - (iii) 「剽窃」とは、他者のアイデア、プロセス、結果、または言葉を適切な引用やクレジットなしに無断で利用すること。
- (d) 「上級職員」とは、大統領（または大統領が任命した者の職務と権限を行う者）によって任命された個人、または上級執行サービス（Senior Executive Service）の非キャリア職員を意味します。
- (e) 「科学的証拠の重み」とは、関連する各情報をその品質と関連性に基づいて評価し、その後、科学的評価を行う前に、他の関連情報と透明性を持って統合する科学的評価のアプローチを意味します。品質と関連性の評価には、少なくとも研究設計、目的適合性、再現可能性、ピアレビュー、およびデータの透明性と信頼性の考慮が含まれる必要があります。

Sec. 3. ゴールドスタンダード科学の回復。 (a) この命令の発令日から 30 日以内に、科学技術政策局（OSTP）局長は、関連する機関の長と協議の上、各機関の科学的活動の実施および管理における「ゴールドスタンダード科学」の実施に関する指針を発行するものとする。この命令の目的上、ゴールドスタンダード科学とは、以下の要件を満たす科学を意味する：

- (i) 再現可能である；
- (ii) 透明性がある；

- (iii) 誤りや不確実性を適切に伝える；
 - (iv) 協働的かつ学際的である；
 - (v) その発見や仮定に対して懐疑的である；
 - (vi) 仮説の反証可能性を構造化している；
 - (vii) 傾りのないピアレビューの対象となる；
 - (viii) 否定的な結果を肯定的な成果として受け入れる；および
 - (ix) 利害関係の衝突がないこと。
- (b) (a) 項に定める指針の公表後、各機関の長は、必要かつ適切な範囲で、管理予算局(OMB)局長およびOSTPS局長と協議の上、科学的情報の作成および利用に関する適用される機関の政策（科学的整合性に関する政策を含む）を速やかに更新し、OSTPS局長のゴールドスタンダードサイエンスに関する指針を実施し、当該機関の科学的活動が本命令に従って実施されるよう確保しなければならない。
- (c) 各機関の長は、この節に基づく更新された方針の最終決定前に、その機関が科学的または技術的な情報の作成、管理、解釈、伝達、および利用を行うプロセスに、OSTF長官の「ゴールドスタンダード科学」に関する指針およびこの命令の要件を、可能な限り組み込むものとする。
- (d) 第3条(a)に定める指針の公表から60日以内に、各機関の長は、自機関におけるゴールドスタンダード科学の実施状況について、OSTF長官に報告するものとする。
- Sec. 4. 科学データの利用、解釈、および伝達に関する改善。 この命令の発効日から30日以内に、機関の長および職員は、法律で別段の定めがある場合を除き、科学データの利用、解釈、および伝達に関する以下の規則を遵守しなければならない：
- (a) 職員は、科学的不正行為に従事してはならず、また、科学的不正行為の結果得られた情報に故意に依拠してはならない。
 - (b) 法令で禁止される場合を除き、国家安全保障または機密性の高い個人情報や事業秘密を保護する関連政策と一致する範囲で、機関の長は、可能な限り速やかに、かつ機関の権限の範囲内で以下の措置を講じなければならない：
 - (i) (ii) の規定に従い、機関が保有する以下の情報を公開する：
 - (A) 機関が作成または使用した科学的・技術的情報（機関が重要な公共政策または重要な民間部門の決定に明確かつ重大な影響を与えると合理的に判断した情報（影響力のある科学的情報））に関連するデータ、分析、結論（ピアレビューされた文献で引用されたデータを含む）；および
 - (B) 影響力のある科学的情報を生成するために当該機関が使用したモデルおよび分析（該当する場合、当該モデルのソースコードを含む）。職員は、OSTP局長への事前通知を経て、当該機関の長から書面による承認を得ない限り、情報公開法（5 U.S.C. 552 (b) (5)）の免除規定5を根拠に、このようなモデルの開示を拒否することはできない。
 - (ii) 機関の執行措置を指導したり、執行対象を選択するために使用されるリスクモデル

は、本項の下で開示しなければならない情報には含まれない。

(c) 機関の意思決定において科学的情報を使用する場合、従業員は不確実性を透明性を持って認め、文書化しなければならない。これには、分析に使用されたモデル全体に不確実性がどのように伝播するかも含まれる。

(d) 従業員が政策または法的判断を情報提供するために科学的情報を作成または使用する場合、当該判断に適用される法的基準に適合する科学を使用しなければならない。これには、機関が措置の現実的または合理的に予見可能な影響を評価する場合も含まれる。

(e) 職員は、使用される仮定やシナリオの確率について透明性を確保しなければならない。極めて可能性が低いまたは過度に予防的な仮定やシナリオは、法律で要求される場合または機関の措置に直接関連する場合を除き、機関の意思決定において依拠してはならない。

(f) 科学的または技術的情報を機関の評価およびその後の意思決定に活用する場合、職員は「科学的証拠の重み付け」アプローチを適用しなければならない。

(g) 職員が科学的情報を伝える際は、関連する分析および評価の結果と一致させ、不確実性が存在する場合はその程度を明示しなければならない。科学的モデルまたは科学的モデルから導かれた情報を含む通信には、モデルの出力に影響を与える重要な仮定への言及を含めるものとする。

(h) 本命令の第3条に従ってゴールドスタンダード科学に関する指針が確立され公布された場合、当該指針は、法律で別段の定めがある場合を除き、本命令で要求されるすべての科学的および技術的情報の評価の根拠を構成するものとする。

Sec. 5. 暫定的な科学的整合性政策. (a) 本命令の第3条に従って更新された機関の科学的整合性ポリシーが発行されるまで、および法律で別段の定めがある場合を除き：

(i) 各機関の科学的整合性ポリシーは、2021年1月19日時点で行政機関内に存在した科学的整合性ポリシーに準拠するものとする。ただし、当該ポリシーと本命令のポリシーおよび要件との間に矛盾がある場合、本命令のポリシーおよび要件が優先する；および

(ii) 機関の長は、2021年1月20日から2025年1月20日までの間に発行された科学的整合性に関する方針または手続、またはこれらの方針または手続の改正について、必要に応じて再評価し、改正または廃止するための必要な措置を講じなければならない。

(iii) 各機関の長は、2021年1月20日から2025年1月20日までの間に発行または施行された組織的または運営上の変更、指定、または文書を速やかに撤回するものとし、当該変更、指定、または文書が存在しなかった場合と同様の形態に当該機関の組織を回復し、適用される機関の業務を当該形態に従って実施するものとする。

(b) 本命令の第3条に基づき科学的整合性に関する政策を更新する際、機関は次の事項を確保しなければならない：

(i) アイデアの自由な交換を促進すること；

(ii) 異なる意見や反対意見の検討を可能にすること；および

(iii) 代替的な科学的意見の検討を妨げたり阻止したりする努力から従業員を保護するこ

と。

(c) 法律で禁止されていない限り、機関は 2021 年 1 月 20 日から 2025 年 1 月 20 日までの間に実施された機関の措置（規則、ガイドライン文書、政策、科学的評価を含む）を審査し、法律に準拠した適切な措置を講じて、本命令の政策および要件との整合性を確保しなければならない。

Sec. 6. 適用範囲。 (a) 本命令に定める政策および規則は、職務分類に関わらず、科学的情報の生成、利用、解釈、または伝達に携わるすべての職員、および機関の意思決定に適用される。ただし、法律により禁止される場合は除く。

(b) 機関の長および職員は、適用可能な法律に準拠し、可能な範囲で、機関の契約業者に対し、これらの政策および規則を機関の職員と同様に遵守するよう求めるものとする。

(c) 本命令に定める方針および規則は、機関の決定を裏付ける科学の利用に適用されるが、機関の意思決定の非科学的側面には適用されない。

第 7 条. 執行と監督。 (a) 各機関の長は、本命令の要件および科学的情報の生成、利用、解釈、および伝達に関する他の適用される機関の方針の違反の申し立てを評価するための内部プロセスを確立しなければならない。これらのプロセスは、機関の長が指定する上級任命者が責任を負い、その指示の下で実施され、違反に対する適切な措置を講じるための手続を定めるものとし、情報品質法 (Public Law 106-554、別紙 C (114 Stat. 2763A-153)) の第 515 条の要件および手続に準拠するものとする。指定された上級職員は、潜在的な違反が適用される機関のポリシーや手続きにも違反する場合、関連する人事担当者に懲戒処分を要請することができる。指定された上級職員は、このようなプロセスを確立する際、科学的専門知識を有する適切な職員と相談することができる。

(b) この条項に基づき作成されたプロセスは、適用される法律に別段の定めがない限り、この命令および科学情報の利用、解釈、および伝達に関する他の機関のポリシーに違反するとの主張を評価し、必要に応じて対応する唯一の排他的手段です。

第 8 条. 免除。 (a) 機関の長は、正当な理由を示す書面により、OMB 長官に対し、OSTP 長官と協議の上、本命令の要件の全部または一部を免除するよう請求することができる。当該請求は、請求された免除が本命令の政策および目的と一致する理由を説明しなければならない。

(b) 本命令の他の規定にかかわらず、本命令の政策および要件は、外国または軍事に関する事項、または合衆国の国家安全保障または国土安全保障機能に関する機関の措置には、当該機関の長が単独かつ排他的な裁量により適用すべきと判断した場合に限り適用される。

第 9 条. 一般規定. (a) この命令のいかなる規定も、次のものを損なうまたはその他の方法で影響を与えるものと解釈されない：

- (i) 法律により執行部門または機関、またはその長官に付与された権限；または
- (ii) 予算、行政、または立法に関する提案に関する予算管理庁長官の機能。

- (b) この命令は、適用される法律に従って、かつ、予算が確保されている場合に実施されるものとする。
- (c) この命令は、米国、その省庁、機関、その職員、従業員、代理人、またはその他の者に対して、法律または衡平法に基づき、いかなる当事者も行使できる、実質的または手続き上の権利または利益を創出することを意図したものではなく、また、そのような権利または利益を創出するものではない。
- (d) 行政管理予算局は、この大統領令を連邦官報に掲載するための資金を提供する。

ドナルド・J・トランプ

ホワイトハウス

2025年5月23日